（履行の確保に関する規定に関する経過措置）

第三条　整備法第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は同法第二十八条第二項に規定する調停前の措置（整備法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。以下この条において「義務を定める審判等」という。）がされた場合においては、義務を定める審判等を法の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は調停前の処分とみなして、第百三十九条及び第百四十条の規定を適用する。

（訴訟に関する経過措置）

第四条　第百三十三条第一項の規定は、新規則の施行前に訴えの提起があった訴訟については、適用しない。

（民法附則に関する経過措置）

第五条　新規則の規定の適用に関しては、次に掲げる事項は、法別表第二に掲げる事項とみなす。

一　民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）の附則（次号において「民法附則」という。）第二十四条の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消し

二　民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する処分

2　第九十八条の規定は、前項第一号に掲げる事項についての審判事件について準用する。

3　第百二条から第百四条まで（第百二条第二項を除く。）の規定は、第一項第二号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分について準用する。

（後見登記法に定める登記の手数料の予納等に関する経過措置）

第六条　裁判所は、当分の間、第十九条第一項に規定する費用を、金銭に代えて登記印紙で予納させることができる。

2　第十九条第二項の規定は、前項の規定により予納させた登記印紙の管理について準用する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第九号

非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

最高裁判所

非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（家事審判規則等の廃止）

第一条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）

二　特別家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十六号）

三　非訟事件手続法第二条第三項の地の指定に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十号）

（参与員規則の一部改正）

第二条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による参与員及び」を削り、「参与員（」を「参与員及び家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による参与員（」に改める。

（裁判官の分限事件手続規則の一部改正）

第三条　裁判官の分限事件手続規則（昭和二十三年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十二年法律第百二十七号（裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律）」を「裁判官分限法（昭和二十二年法律第百二十七号）」に、「申立」を「申立て」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「申立の」を「申立ての」に改め、同条第三項中「申立を」を「申立てを」に改める。

第七条中「定の」を「定めの」に、「非訟事件手続法第一編」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編及び非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「第十五条」を「第四十条」に改める。

（漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部改正）

第四条　漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則（昭和二十六年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（民事調停規則の一部改正）

第五条　民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十四条」に、「第二十七条」を「第二十五条・第二十六条」に、「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第一条中「法と」を「法」と」に、「同法」を「法」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（移送等における取扱い）

第二条　裁判所は、法第四条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項の規定による裁判をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

（調停の申立て）

第三条　法第四条の二第一項の申立書には、申立ての趣旨及び紛争の要点並びに第二十四条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第一条第一項各号に掲げる事項を記載するほか、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならない。

（民事調停委員の除斥及び回避）

第四条　民事調停委員の除斥及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、簡易裁判所の民事調停委員の回避の許可は、その民事調停委員の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七条に規定する裁判官がする。

第五条を削る。

第六条第一項中「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第三項中「申立」を「申立て」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（調停前の措置をする場合の制裁の告知）

第六条　調停委員会は、法第十二条第一項の措置をする場合には、同時にその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

第七条の見出しを「（期日の呼出状）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「呼出状」を「調停手続の期日の呼出状」に改め、同項を同条とする。

第八条第一項ただし書中「出頭させ、又は補佐人とともに出頭する」を「出頭させる」に改め、同条第二項中「又は補佐人」を削る。

第九条及び第十条を削る。

第八条の三の見出しを「（申立書の補正等の促し）」に改め、同条中「申立て」を「法第四条の二第一項の申立書」に改め、同条を第十条とする。

第八条の二中「期日外」を「調停手続の期日外」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を次のように改める。

（期日調書の形式的記載事項）

第十一条　法第十二条の五の調書（次項及び次条において「期日調書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　調停主任又は民事調停官、民事調停委員及び裁判所書記官の氏名

三　出頭した当事者、参加人、代理人、補佐人、通訳人及びその他の関係人の氏名

四　期日の日時及び場所